

～ 世の中の確かな情報を鋭い視点でお届けします ～

引越しや相続など行政手続きがネットで完結

各種行政手続きを原則として、電子申請に統一するデジタルファースト法が先月末に参院本会議で可決、成立しました。これにより、引越しや相続の手続きがインターネット上で完結できるようになります。2019年度から順次実施される見込みで、利用者の利便性を高めるとともに行政の効率化にもつなげたい考えです。

これには、マイナンバー法と公的個人認証法、住民基本台帳法などを一括改正することで対応しますが、

- ① 手続きをIT(情報技術)で処理する「デジタルファースト」
- ② 同一の情報提供は求めない「ワンスオンリー」
- ③ 手続きを一度に済ます「ワンストップ」——の3つの原則が柱となります。

引越の際、ネットで住民票の移転手続きの準備をすると、その情報を基に電気やガス、水道の契約変更もできるようにし、2019年度から実施されます。また、相続や死亡の申請もネットで完結させます。

2020年度からは法人設立の負担も軽くなります。登記事項証明書の添付の手間をなくし、ネットで申請できるようにします。法務局に向いて同証明書を取得し、書類を複数の窓口へ提出する手間が省けます。

一方、マイナンバーの個人番号を知らせる紙製の「通知カード」は廃止となります。交付から約3年がたちますが、通知カードを証明書類代わりに使う例が目立っており、普及が遅れる一因とも考えているようです。行政手続きの電子化にはマイナンバーカードの活用が欠かせないのですが、普及率は1割にとどまっており、法改正でICチップの付いたマイナンバーカードの普及を推進したいようです。

行政のデジタル化で日本は遅れおり、米国では社会保障や税務などの多くの手続きが電子化されています。電子政府化を進めてビジネス環境を整備し、外国からの投資を呼び込む思惑もあります。

2024年 本籍地以外での戸籍謄本の取得を可能にシステム変更

戸籍データを法務省のシステムでつなぐ改正戸籍法が先月末に成立しました。これにより、パスポートの取得などに必要な戸籍謄本や抄本が、本籍地以外の市区町村でも取得できるようになります。法務省は2024年をめどに新システムの運用を始める予定です。

現在、戸籍の原本は市区町村がそれぞれ管理し、法務省のシステムで副本を管理しています。個人情報を含むため、自治体間や年金事務所などとの間で戸籍情報の共有ができませんが、この法改正を受けて、法務省の管理システムをネットワークでつなぎ、本籍地以外の自治体も戸籍データを見られるようになります。

本籍地以外の自治体で戸籍の謄本や抄本を請求する場合は、運転免許証やマイナンバーカードで本人確認することになります。これで本籍地から離れて住んでいる場合に、自ら出向いたり、郵送したりして請求する必要がなくなります。本籍地以外の自治体で婚姻などを届け出るときにも、戸籍データを添える必要がなくなります。これは届け出を受けた自治体が法務省のシステムから審査に必要な情報を取得できるようになるためです。今後、戸籍データはマイナンバーとも連携させ、年金受給など社会保障関係の手続きでも、戸籍データの添付を省略できるようにする予定です。

CONTENTS

引越しや相続など	
行政手続きがネットで完結	P.1
2024年 本籍地以外での戸籍謄本の取得を可能にシステム変更	P.1
70歳雇用を企業に努力義務?	P.2
所有者不明土地の解消に向けて法改正	P.2
ASAK経営実践セミナーのご案内(6月開催)	P.3
働き方改革に取り組む中小企業が人材確保の際に活用できる助成金	P.4
不動産販売広告の表示について	P.4
6月度の税務スケジュール	P.5
今月の名言録	P.6
無料相談会実施中	P.6



70歳雇用を企業に努力義務？

政府は、希望する高齢者が70歳まで働けるようにするための高年齢者雇用安定法改正案の骨格を発表しました。企業の選択肢として7項目を挙げ、70歳まで定年を延長するだけでなく、他企業への再就職の実現や起業支援も促したい考えです。これが成立すると、企業は努力義務として取り組まなければならなくなります。

現行の高年齢者雇用安定法は企業に希望者全員の65歳までの雇用を義務付けています。60～64歳までの就業率は、2018年に68.8%で、2013年と比べて9.9ポイント上昇しています。今回さらに65歳から70歳まで働けるようになると、60歳代の就業率が上がるとともに経済効果も期待できると想定しています。

内閣府の試算によると、65～69歳の就業率が60～64歳と同水準になれば、就業者数は217万人増えることになります。

これに伴い勤労所得は8.2兆円増加し、消費支出には4.1兆円のプラスです。政府の調査では65～69歳の高齢者の65%は「仕事をしたい」と感じているのに、実際にこの年齢層で就業している人の割合は46.6%にとどまっています。政府はこの改革によって就労を希望する高齢者が意欲的に働ける環境を整えたい考えです。

2018年の15～64歳の「生産年齢人口」は前年比51万2千人減の7,545万1千人です。総人口に占める割合は59.7%で、1950年以来最低となっています。30年後の2049年には約5,300万人と足元から3割減るため、今回の改革は生産年齢人口の減少を踏まえ、経済や社会保障の担い手を増やすのが狙いとなっています。

改正案の骨格は先月開催の未来投資会議に提示しており、改正案は2020年の通常国会に提出する予定です。安倍首相は同会議で「元気で意欲のある高齢者に経験や知恵を社会で発揮してもらえるように法改正をめざし、それぞれの高齢者の特性に応じ多様な選択肢を準備する」と述べています。

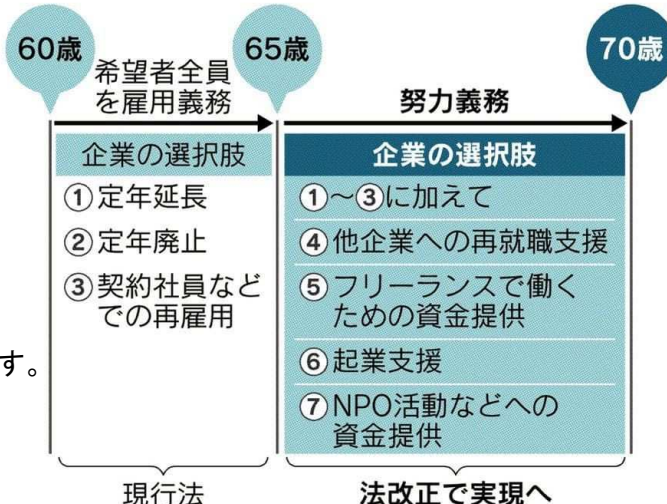
企業が取り組む選択肢の7項目のうち、同じ企業内で雇用を継続するのは、①定年延長 ②定年廃止 ③契約社員や嘱託などによる再雇用3つです。

これに対して、社外でも就労機会を得られるように支援する項目として、④他企業への再就職支援 ⑤フリーランスで働くための資金提供 ⑥起業支援 ⑦NPO活動などへの資金提供があります。他の企業への就職支援など政府が明示した7項目には実効性が不透明なものもあります。

企業は一律に70歳までの雇用を義務付けられると、負担増になるとの懸念があり、政府が努力義務にしたのは、その点に配慮したためですが、将来的には義務化される可能性もあります。政府は雇用制度と併せて年金制度も見直す予定で、公的年金の受給開始年齢を70歳以降でも可能にするようです。その分、受給額を増やす仕組みですが、高齢者の就労を促す効果を見込むだけでなく、年金原資が不足している現況への対策も意図しているように感じます。

(日本経済新聞 2019.5.16より記事抜粋)

希望する人は70歳まで働けるように企業に対応を求める



所有者不明土地の解消に向けて法改正

所有者不明の土地を一定の条件で売却できるようにする法律が成立しました。登記制度の不備などで増えてきた所有者不明土地は2040年には北海道の面積に迫る見通しです。これらが再開発などの妨げとなっていました、ようやく自治体や民間の活用が可能広がります。ただ今後も大量の土地相続が見込まれており、解消への道はまだ一步を踏み出したばかりの状況です。



所有者不明土地とは不動産登記簿だけで所有者が判明しないか連絡がつかない土地のことをいいます。相続してなかったり相続に伴う登記をしていなかったりなどが原因です。相続後の手間を嫌って、あえて登記しない例などが問題になっています。過去には、「相続で700人の共有となり、約10人の所在地が不明」「所有者の住所が満州国」などの例もあったそうです。

所有者不明土地問題研究会の推計では、2016年時点の所有者不明土地は全国で410万ヘクタールとされ、九州本島の面積約370万ヘクタールを上回っています。現状のまま何も手を打たなければ、2040年までに計720万ヘクタールに膨らむ見通しです。

これら所有者不明土地の問題は、公共事業や再開発に向けた用地取得や徴税の妨げとなっています。また、空き地の管理にも支障が生じ、危険な家屋などがある場合には、災害時のリスクにもなりますし、土地が利用できないことによる機会損失や所有者を探すコスト、税の滞納などによる経済的損失は、2017～2040年の累計で少なくとも約6兆円にものぼるとの推計もあります。

今回の法律の対象は、不動産登記簿に所有者の氏名や住所が正常に記録されていない土地です。

住所の記載がなかったり、所有者欄に「ほか何名」と記載されたりする場合です。こうした書き方は明治時代の旧土地台帳で認められていたものが、現在の登記簿に一本化された後も引き継がれ、今も温存されているのです。

今後は、登記官に旧土地台帳を調査する権限などを与え、所有者がわかれば登記官が登記を変更できます。調べてもわからなければ、土地を利用したい自治体や企業の申し立てで、裁判所が管理者を選び、売却できるようにします。

ただ、今回の条件を満たす土地は、全国の1%程度にとどまります。膨大な所有者不明土地問題の解消へのゴールはまだまだ遠いのが現実です。

今後の焦点は「予備軍」の防止と、すでにある不明土地の管理・活用法となります。法制審議会（法相の諮問機関）の部会では、相続登記の義務化や土地所有権の放棄などの議論が進んでいます。相続で共有者が増えた土地を一定の条件で売却・活用できる方策も検討中です。所在のわからない共有者に公告する方法や持ち分にあたる金額を供託し共有関係を解消する方法などがあります。

しかし、これらは所有権や共有制度といった民法の基本に関わる制度変更になるため、最終的な結論までには時間がかかりそうです。空き家対策で先行する英国では、一定の手続きを経て自治体が利用権を収用できる権限の強い制度があるそうです。これらが空き家を放置する所有者への抑止力にもなっているとされ、日本での対策にも応用できないか検討もされています。

ASAK経営実践セミナーのご案内(弊所主催)



～ これで万全！ 消費増税・軽減税率について徹底解説します ～

二度にわたり延期された消費増税ですが、2019年10月からいよいよ施行される見通しです。

今回は、税率のアップだけでなく、軽減税率制度やインボイス制度など新たな仕組みも導入される予定です。最も身近な税目である消費税についてできる限りわかりやすく解説していきます。

是非、皆様のご参加の程お待ちしております。

【予定している主な内容】

- ・改正消費税法の概要
- ・施行日をまたぐ取引の適用税率
- ・軽減税率の概要
- ・インボイス制度とは など

日時 第1回 6月19日(水) 16:00～17:30
第2回 6月19日(水) 18:30～20:00

どちらも内容は同じです。
ご都合の良い時間にご参加ください。

講師 ASAK 浅岡会計事務所 浅岡 和彦

場所 弊所会議室（名古屋市中区金山1-4-4 第9タツミビル東棟5階）

会費 2,000円

定員 各回 10名 人数限定のため、お早めにお申し込みください。

※ 当日の構成上、詳細な内容に関しては予期なく変更する場合がございますのでご了承ください

申込 各回前日までに当事務所へメールまたはお電話でお申し込みください。

e-mail: info@asak.jp tel: 052-331-0135・0145

働き方改革に取り組む中小企業が人材確保の際に活用できる助成金

新年度となり、さまざまな助成金制度が新設・変更されていますが、中小企業対象の注目の助成金として、「人材確保等助成金(働き方改革支援コース)」が新設されました。これは人材の雇入れに対する助成金で、活用する場面も比較的多いと思われます。この助成金の概要をご紹介します。

◆ 助成金の概要

この助成金は、働き方改革を進める上で、人材を確保することが必要な中小企業が、新しく労働者を雇入れ、人材の配置の変更、労働者の負担軽減に取り組む場合に助成されるものです。助成金の対象となる事業主は、時間外労働等改善助成金の支給を受けた中小企業です。具体的には2017年度であれば旧職場意識改善助成金の指定されたコース、2018年度以降であれば時間外労働等改善助成金の指定されたコースの支給を受けていることが必要です。

なお、2019年度以降に指定されたコースの支給を受けた事業主も対象になります。

◆ 助成額

助成金を受給するためには、労働者を初めて雇入れる予定日の属する月の初日の6ヶ月前の日から1ヶ月前の日の前日までに、雇用管理改善計画を作成し、都道府県労働局の認定を受ける必要があります。その後、認定された雇用管理改善計画に基づき、新たな労働者を雇入れた上で、雇用管理改善を実施し、1年間取り組んだ後、各種要件を満たした場合に「計画達成助成」、計画開始から3年経過後に生産性要件等を満たした場合に「目標達成助成」が支給されます。

【計画達成助成】

雇入れた労働者1人当たり 60万円
短時間労働者※1人当たり 40万円
支給対象労働者は10人を上限とし、雇用管理改善計画認定通知書記載の認定金額を上限に支給。

【目標達成助成】

労働者1人当たり15万円
短時間労働者※1人当たり10万円
ただし、支給の算定人数の上限があります。
※週所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者

◆ 活用にあたっての注意点

新たに労働者を雇入れても、計画開始前後の労働者数を比較し、人員増とならない場合には助成金が支給されないなど、細かな要件が設けられています。そのため、活用を検討する場合は事前に要件を確認しておきましょう。

この助成金を受給するための前提となる時間外労働等改善助成金の指定されたコースには、時間外労働上限設定、勤務間インターバル導入、職場意識改善の3つがあります。働きやすい環境づくりに向けて、労務管理担当者に対する研修、タイムカードなどの労務管理用機器や労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新などの取組みを予定している企業は、まず時間外労働等改善助成金への取組みをした上で、更に人材確保が必要なときに本助成金の活用を検討することになります。

不動産販売広告の表示について

【景品表示法による広告規制】

不動産の販売広告については、宅地建物取引業法ほか、景品表示法での規制もあります。景品表示法とは「不当景品類及び不当表示防止法」の略で、過大な景品類の提供や不当な表示で顧客を誘引することを禁止しています。

どのような景品や表示が不当なものになるのか、その具体的な内容は、不動産業界については「不動産の表示に関する公正競争規約」「不動産業における景品類の提供制限に関する公正競争規約」で定められています。

【景品表示法による広告規制(デメリット表示)】

不動産業者は、一般消費者が通常予期することができない不利益(欠陥)を含んだ物件の販売広告をする場合、そのデメリット(特定事項)を広告の見やすい場所に、見やすい大きさ、見やすい文字で表示しなければなりません。「不動産に掘り出しものはなし」という格言もあるとおり、相場に比べて極端に安い物件には、なんらかの問題があるもので、それらを明らかにさせるための規制でもあります。



【販売広告の表示基準】

不動産広告に使う文言にも基準があり、それに基づき表示しなければなりません。この表示基準に違反した場合は不当表示となり、消費者庁より措置命令などの措置がとられます。

東海4県の一般消費者が不動産の内容や価値その他の取引条件等について正しく理解した上で選択・購入できるような広告・表示が行われるよう指導・チェックする東海不動産公正取引協議会があり、不当な行為を防止・制限し、公正な競争秩序を維持することに努めています。

販売広告 表示基準の例



徒歩所要時間の算出方法
80m=1分



新築	徒歩所要時間	交通の利便性
未使用の物件であっても、建築後1年以上の建物は「新築」と表示できない。「新古物件」「クリアランス物件」等と表示している場合あり。	道路距離80mにつき1分として表示する。 信号待ち時間や坂道などは考慮しなくてよい。	新設予定の駅などは運行主体が公表したものは表示できる。 乗り換えがあるとき表示する。 通勤時と平常時の差が著しくある場合は通勤時の所要時間を明示。

特定事項(不利益) の表示義務の例



道路に2m以上接道していない土地
再建築・建築不可と明示しなければならない。

高圧電線路下にある物件
高圧電線路下にあることを明示しなければならない。

6月度の税務スケジュール

内 容	期 限
5月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収額(前年12月～当年5月分)の納付	納 期 限 6月10日(月)
所得税の予定納税額の通知	6月17日(月)
4月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税等>	申告期限 } 納 期 限 } 7月1日(月)
1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>	
法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>	
10月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)	
消費税の年税額が400万円超の1月、7月、10月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>	
消費税の年税額が4,800万円超の3月、4月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(2月決算法人は2ヶ月分)<消費税・地方消費税>	
個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第1期分)	

今月の名言録

宇宙の因果律

考えてみよう。

怒ったり、悲しんだり、悶えたり、迷ったり、
苦しんだりしているときに、気持ちがいいか。

静かに、我が心に「心に憎しみはないか、怒りは、悲しみは、嫉みは、悶えは……」と問うてみよう。

宇宙には因果律という法則が厳として存在している。

だから、そういう心持ちでいる人は、いつまで経っても本当の安心立命は出来はしない。

美しくしておくべき心の花園に、自分から汚物を振り撒いて歩いているようなことをして、

それを、「天命だ。あるいは逃げることのできない、せつぱつまった業だ」などと考えている人があるなら、

結局その人は人生を、寸法違いの物指しで測っているのと同じような結果を、作っているようなことになる。

だから、良い運命の主人公として生きていきたかったら、何を措いてもまず、心を積極的にすることに注意深くし、
終始自分の心の監督をしていかなければならない。

宿命を統制するにはもう一つ必要なことがある。

それは、常に、心の中に感謝と歓喜との感情を、もたせるよう心がけることである。

何でもいいから、感謝と喜びで人生を考えるよう習慣づけよう。

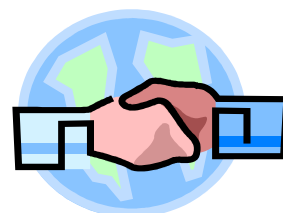
（「ほんとうの心の力」 中村天風著 PHP研究所）



無料相談会実施中！

現在、皆様のまわりで下記のような事項で何かとお困りの方がおみえでしたら、
お気軽にご相談ください。

随時、無料相談会を開催しております。なお、完全予約制となっておりますので、
必ずご連絡頂きます様よろしくお願い致します。



- ・新規にご開業される方、された方（開業支援、税務相談、社会保険相談など）
- ・現在の顧問先に不満をお持ちの方（税務相談、経営相談、経営診断、事業計画など）
- ・相続でお困りの方（今後、発生することが予測されるが具体的にどうしたらよいかわからない方など）
- ・不動産の有効活用でお悩みの方 など

事務所のご案内

〒460-0022

名古屋市中区金山一丁目4番4号第9タツミビル東棟9階

TEL: 052-331-0135

052-331-0145

FAX: 052-331-0167

<http://www.asaoka-kaikei.com>

本誌の内容で何かご質問などがございましたら、
下記の担当までお問い合わせください。

税理士・行政書士
不動産鑑定士
社会保険労務士

浅岡 和彦
佐々木 勝己
松永 裕美



大津通
「日本特殊陶業
市民会館北」交差点
からすぐです

